

家畜導入事業実施要領

（趣旨）

第1条 家畜導入事業費補助金の交付については、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号、府地事第41号、6農振第2322号、20250121財経第1号、国総政第45号、環政総発第2501303号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和7年3月6日付け府地創第38号、府地事第67号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 家畜の導入を促進するために、次の各号の区分により行う事業に要する費用の一部を奨励金として交付する。

（1） 肉用牛導入

農業協同組合等が肉用繁殖雌牛群を整備・増殖する意欲を有する者に、肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

（2） 高品質乳用牛導入

高品質生乳の安定生産のため牛群の整備・増殖の意欲を有する者に、優良な乳用雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

（事業の構成）

第3条 事業実施主体が家畜導入を促進するため、別に定める家畜導入実施基準に従い、要する経費の一部を奨励金として交付する。

2 事業実施主体は、別に定める家畜導入実施基準に従い、家畜を購入し、農家に一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する。

3 県は、事業主体からの申請に基づき、奨励金を交付する。

（家畜改良増殖計画の作成）

第4条 県は、家畜改良増殖計画を作成するものとする。なお、家畜改良増殖計画の内容については、国の家畜改良増殖目標に沿って、「稼げる農業」の更なる加速化に向けた家畜を作ることを取組みの基本とし、各畜種の特性や状況に応じて見直すものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 この事業の実施に要する経費のうち要項別表1に掲げる事業について、県は予算の範囲内において助成する。

（事業実施の手続）

第6条 農業協同組合が事業を実施する場合、市町村長（2以上の市町村を区域とする広域的な農業協同組合が事業実施主体となる場合にあっては、関係市町村で調整の上、主たる市町村の長とする。）を経由して手続する。なお、農業協同組合連合会が実施する場合は、市町村長を経由しない。

(補助金等の交付申請)

第7条 要項第6条第2項の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第2号様式の(1)から(3)とする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第2号様式の(1)から(3)を準用する。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項の事業実績書は次によるものとする。

- (1) 事業実績書(別記第2号様式の(1)から(3)を準用するものとする。)
- (2) その他知事が必要と認める書類。

(雑則)

第10条 要項第20条に基づき、補助採択基準は別表1により定める。

2 また、この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

本要領は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

本要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

本要領は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

本要領は、令和2年10月8日から施行する。

本要領は、令和3年10月1日から施行する。

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

本要領は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

本要領は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

家畜導入実施基準

第1 導入対象者

1 次に掲げる事項に該当すること。

(1) 肉用牛導入

- 1) 肉用繁殖雌牛の導入により肉用繁殖雌牛を整備・増殖する意欲、飼料供給地面積を増加する意欲を有し、牛群整備計画を有する者。
- 2) 肉用繁殖雌牛の頭数(繁殖の用に供する目的で飼養されている12か月齢以上の頭数及び本事業により貸付けを受けた12か月齢未満の頭数を合計して得た頭数)を本事業の実施により増加または維持させること。

この場合において、本事業の実施により増頭するとは、家畜の引渡し前年基準日(12月31日)の頭数と比較して当該年基準日の家畜の頭数が増加していることをいう。

- 3) 導入した家畜について、県が策定する家畜改良増殖計画に則し、計画的な交配を行うものとする。

(2) 高品質乳用牛導入

- 1) 優良な乳用雌牛の導入により、高品質生乳生産や増頭の意欲を有し、牛群整備計画を有する者。
- 2) 第2の1の(2)により導入し、生産された雌子牛は一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録規定に基づく登録を行うものとする。ただし、瑕疵があるものについてはこの限りでない。

第2 事業対象家畜

1 対象家畜

導入対象となる家畜は、次のとおりとする。

この場合において、育成雌牛とは生後4か月齢以上18か月齢未満のもの、成雌牛とは生後18か月齢以上4歳未満のものをいう。

(1) 肉用牛導入

対象となる導入牛は、繁殖の用に供する肉用育成雌牛及び肉用成雌牛とする。

また、県が策定する家畜改良増殖計画に則した肉用繁殖雌牛であって、次の1)から4)のすべての要件を満たすものであること。

- 1) 血統等の証明書を有していること。
- 2) 正常な発育をしていること。
- 3) 褐毛和種については、父牛の枝肉重量、一日当増体重または脂肪交雑のいずれか1項目に関する育種価が1/4以上のものであること。

なお、父牛が産肉能力検定済み種雄牛の場合は、直接検定成績の一日平均増体量が1.2キログラム以上又は間接検定成績の一日平均増体量が0.85キログラム以上であるものを含める。

ただし、このいずれにも該当しないものにあつては、父方の祖父が産肉能力検定済種雄牛で直接検定成績の一日平均増体量が1.2キログラム以上又は間接検定成績の一日平均増体量が0.85キログラム以上であることとするが、予め県の承認を受けるものとする。

- 4) 黒毛和種については、父牛の枝肉重量、一日当増体重または脂肪交雑のいずれか1

項目に関する育種価が1／4以上のものであること。

ただし、このいずれにも該当しないものにあつては、予め県の承認を受けるものとする。

(2) 高品質乳用牛導入

対象となる導入牛は、熊本県が策定する家畜改良増殖計画に則した繁殖の用に供する乳用成雌牛とし、次の1)及び2)の要件を満たし、かつ、3)又は4)の要件のいずれかを満たすものであること。

1)一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録規定に基づく登録牛若しくは登録申請中のホルスタイン種雌牛であること。

2)乳用種性判別精液又は乳用種性判別受精卵利用により雌子牛の受胎が確認されたものの。

3)父牛、又は受胎が確認された雌子牛の父牛(利用した精液もしくは、受精卵製造に利用した精液)について、次のア又はイの要件を満たすものであること。

ア 対象家畜の父牛が、2010年以降に独立行政法人家畜改良センターが公表している総合指数(NTP)上位40位以内の国産種雄牛であること

イ 対象家畜の父牛が、2010年以降に米国及びカナダのホルスタイン協会が公表している体型能力指数(TPI)又は生涯収益指数(LPI)上位100位以内の海外種雄牛であること

4)事業主体が乳牛の改良上、特に必要と認めた乳牛であること

2 導入対象者の生産に係る家畜

肉用牛導入においては、牛群の整備増殖等を円滑かつ効率的に推進するため、導入対象者の生産に係る肉用育成雌牛を事業主体が購入し、当該導入対象者に貸し付けることができる。

この場合、当該家畜の評価については、県及び市場開設団体の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とする家畜評価委員により、市場価格等を勘案して適正な評価を行うこと。

ただし、家畜市場をとおして購入した場合は、この限りではない。

3 導入対象者からの返納に係る家畜

事業主体は、第5の(1)の契約に基づき家畜を返納された場合、当該家畜の当初導入時における貸付期間の残余の期間、別の者に貸し付ける。

ただし、返納された家畜を、特別な事情により再度貸し付けすることが困難となった場合、事業主体は県知事の承認を受け、当該家畜を売却処分することができる。

第3 導入頭数

導入対象者当たりの導入頭数は、導入対象者の飼養技術、労働力、飼料基盤等を勘案し、合理的な飼養が可能な頭数とする。

第4 貸付期間

対象事業及び導入家畜の種類ごとの導入家畜の貸付期間は、貸し付けた日から起算して次の期間とする。

導 入 家 畜	貸 付 期 間
1 肉用牛導入 (1)肉用育成雌牛 (2)肉用成雌牛	5年間 3年間
2 高品質乳用牛導入 (1)乳用成雌牛	3年間

第5 契約等

- (1) 事業主体は対象事業の実施に当たっては、対象家畜を貸し付けるために導入対象者と次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。
 - 1) 導入対象者は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって飼養管理に当たること。
 - 2) 導入対象者は、導入家畜を家畜共済に付すことにより債務の履行に万全を期すとともに、家畜保健衛生所の指導等により導入家畜の伝染病等の予防のための注射等を行うこと。
 - 3) 導入対象者は、貸付期間中における導入家畜の飼養管理費を負担するものとし、その果実は導入対象者に帰属すること。
 - 4) 導入対象者は、畜産経営計画書の飼養計画の達成に努めなければならない。
 - 5) 事業主体は、貸付期間が満了した時は導入家畜を導入対象者に譲渡すること。
 - 6) 導入対象者は譲渡を受けたときは、遅滞なく次に掲げる額に消費税等相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。)を加算して得た額を事業主体に納付すること。
 - ① 肉用牛導入、高品質乳用牛導入にあつては、導入家畜の購入価格(家畜の繁殖育成の事業を営む農協等がその生産又は育成した家畜をこの事業の用に供する場合は、導入家畜の引渡し時点の評価額とする。以下同じ。)と購入等に要した諸経費との合計額からこれらに係る補助金を差し引いて得た額及びその得た額に対する導入家畜の引渡しをしたときから譲渡したときまでの金利相当額を合算して得た額。
 - ② 8)により返納された家畜を、導入を受けることができる者に当該家畜の当初導入時における貸付期間の残余の期間貸し付けた場合にあっては、当該家畜の購入価格と購入等に要した諸経費との合計額からこれらに係る奨励金を差し引いて得た額及びその得た額に対する当初貸付者に引き渡しをした日から譲渡したときまでの金利相当額を合算して得た額。
 - 7) 肉用牛導入の肉用育成雌牛にあつては、原則として、導入対象者は、借受期間中の第4年度目に事業主体に対し譲渡価格の3分の1を納付することとし、残り3分の2は期間満了時に納付する。(同事業の肉用成雌牛、高品質乳用牛導入にあつては、第2年目に3分の1を納付するものとし、残り3分の2は期間満了時に返納する。)
 ただし、事業主体と導入対象者との間において譲渡時に一括納付することについて貸付契約時に協議し、相互に了解を得たものについては、この限りでない。
 - 8) 事業主体は、貸付期間中に次の事態が生じたときは契約を解除するとともに、導入対象者は導入家畜を事業主体の指示に従って返納すること。
 - ① 導入対象者がこの契約に従わない場合であつて、事業主体が導入対象者に導入家

畜の飼養管理を継続させることが不相当であると認めたとき。

② 導入対象者が疾病にかかった場合等であって、事業主体が導入対象者に導入家畜の飼養管理を継続させることが困難であると認めたとき。

③ 導入対象者が畜産経営計画の飼養計画の達成を著しく怠っていると認めたとき。

9) 損害賠償等について、次に掲げる事項を明らかにすること。

① 導入家畜が貸付期間中に盗難、失そう、疾病、死亡、その他重大な事故にあった場合において、当該事故が導入対象者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、導入対象者はその損害を賠償しなければならないこと。

② 導入家畜の事故についての賠償責任の有無の判断は、通常の飼養管理を判断基準とすること。

③ 損害賠償の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 事故が導入対象者の故意又は重大な過失により生じたと認められる場合

P1+P2に相当する額

P1: 当該事故に係る導入家畜の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額(以下(1)において「購入相当額」という。)から当該家畜の残存価格に相当する額(その額が購入相当額を上回るときは購入相当額)を差し引いて得た額

P2: 当該事故に係る導入家畜の引渡し等の日から当該事故につき報告のあった日までの日数に応じ、当該家畜の購入相当額につき年利10.95パーセントで計算して得た額

イ 上記以外の過失による場合

購入相当額から奨励金相当額を控除して得た額に事故に係る家畜の引渡し等の日から当該事故につき報告のあった日までの当該額についての金利相当額を加えた額(以下「金利相当加算額」という。)から当該家畜の残存価格に相当する金額(その金額が金利相当加算額を上回るときは、金利相当加算額)を差し引いて得た額。

10) 廃用処分について、次に掲げる事項を明らかにすること。

① 事業主体は、貸付期間中に導入家畜を事故等により廃用処分した場合において、当該事故が導入対象者の故意又は重大な過失による場合を除き、次に掲げる額を導入対象者に交付することができる。

ア 消費税等相当額を除く廃用処分額から当該導入家畜の購入相当額から奨励金を差し引いて得た額及びその得た額に対する導入家畜の引渡し等をしたときから廃用処分したときまでの金利相当額を合算して得た額を差し引いて得た額。

② 廃用処分の認定は、導入家畜を疾病その他重大な事故により廃用する場合やその他繁殖能力が著しく劣っている場合等につき農業共済組合の認定を受けること。

ただし、農業共済組合の認定対象外となる繁殖障害等については、獣医師の診断書をもって、これに代えることができる。

11) 導入対象者は、導入家畜の貸付期間中に次のいずれかの事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を対象事業主体に通知しなければならない。

① 導入家畜が盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故にあったとき。

② 導入対象者が疾病に係る等飼養管理を継続することが不可能となったとき。

③ 導入対象者が農業労働力及び経営農用地等の面積の変動により畜産経営計画書に掲げた繁殖雌牛頭数の飼養が困難となったとき。

(2) 肉用牛導入において、農業者に生産子牛を供給する事業を行う事業主体にあつては、

(1)に準じた内容の事業実施規程を定めて事業を実施するものとする。

この場合において、事業主体の責めに帰すべき原因により当該事業目的が達成されなかったときは、当該事業に係る奨励金に相当する額を返還する旨の規程を定めるものとする。

(3) 導入対象者の家畜飼養状況の把握等

事業主体は、導入家畜の管理台帳を備え、導入家畜に関する記録、乳用雌牛の導入に係る導入家畜証明書(乳用牛群検定組合が証明したもの又は生産酪農経営の所属する農業協同組合等が証明したもの)の整備、導入対象者台帳の整備及び導入対象者の家畜飼養状況の把握を行うこと。

附 則

本実施基準は平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

本実施基準は平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

本実施基準は平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

本実施基準は令和3年10月1日から施行する。

本実施基準は令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

本実施基準は令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。